

（後部霧灯）

第三十七条の二 自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。

- 2 後部霧灯は、霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

（後部霧灯）

第51条 後部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の2第2項の告示で定める基準は、別添 65「後部霧灯の技術基準」に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては別添 65「後部霧灯の技術基準」4.1.の規定中「であること。」とあるのは「であること。ただし、当該後部霧灯の最小光度については4.2.及び別紙に示す最小光度値の80%値、最大光度については4.3.に示す最大光度値の120%値までであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合にあつては別添 65「後部霧灯の技術基準」の2.7.、2.8.、5.1.1.括弧書及び5.4.の規定は適用しないものとし、この場合において、2.2.の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3.5.3.の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあつてはIEC規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止装置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の形状は、IEC規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類を受金形状データシートを適用する。」と、5.1.1.及び別紙の4.2.の規定中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と、7.の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2.29.又は協定規則第48号第5改訂版2.29.」とあるのは「協定規則第48号第5改訂版2.29.」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 後部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の2第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第5改訂版5.及び6.(6.19.を除く。)の技術的な要件に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.10.28】〈第一節〉第51条（後部霧灯）

（後部霧灯）

第129条 後部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部霧灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が、35W以下で照明部の大きさが140cm²以下であり、かつ、その機能が正常である後部霧灯は、この基準に適合するものとする。

二 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

三 後部霧灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる後部霧灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯

3 後部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 後部霧灯の数は、2個以下であること。

二 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれが点灯している場合においても消灯できる構造であること。

三 後部霧灯は、次のいずれかの要件に適合する構造であること。

イ 原動機を停止し、かつ、運転者席の扉を開放した場合に、後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること。

ロ 前照灯又は前部霧灯を消灯した場合にあつても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。

四 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1m以下、下縁の高さが地上0.25m以上となるように取り付けられていること。

五 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1m以下となるように取り付けられていること。

六 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100mm以上離れていること。

七 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°平面及び後部霧

灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- 八 後部霧灯を1個備える場合にあつては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取り付けられていること。
 - 九 後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
 - 十 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、第4号から第7号までに規定するほか、第128条第3項第5号の基準に準じたものであること。
 - 十一 後部霧灯は、点滅するものでないこと。
 - 十二 後部霧灯の直射光又は反射光は、当該後部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 十三 後部霧灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
 - 十四 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。
- 4 次に掲げる後部霧灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯

（後部霧灯）

第207条 後部霧灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第37条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部霧灯の照明部の取扱いは、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 後部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、その光源が、35 W以下で照明部の大きさが140cm²以下であり、かつ、その機能が正常である後部霧灯は、この基準に適合するものとする。

二 後部霧灯の灯光の色は、赤色であること。

三 後部霧灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損しているものでないこと。

2 次に掲げる後部霧灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき装置の指定を受けた後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯

3 後部霧灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第37条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一 後部霧灯の数は、2個以下であること。

二 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合にのみ点灯できる構造であり、かつ、前照灯又は前部霧灯のいずれかが点灯している場合においても消灯できる構造であること。

三 後部霧灯は、次のいずれかの要件に適合する構造であること。

イ 原動機を停止し、かつ、運転者席の扉を開放した場合に、後部霧灯の点灯操作装置が点灯位置にあるときは、その旨を運転者席の運転者に音により警報すること。

ロ 前照灯又は前部霧灯を消灯した場合であっても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。

四 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1 m以下、下縁の高さが地上0.25 m以上となるように取り付けられていること。

五 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1 m以下となるように取り付けられていること。

六 後部霧灯の照明部は、制動灯の照明部から100mm以上離れていること。

七 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°平面及び後部霧

灯の外側方向 25° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあつては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

- 八 後部霧灯を1個備える場合にあつては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取り付けられていること。
 - 九 後部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。
 - 十 後面の両側に備える後部霧灯の取付位置は、第4号から第7号までに規定するほか、第206条第3項第5号の基準に準じたものであること。
 - 十一 後部霧灯は、点滅するものでないこと。
 - 十二 後部霧灯の直射光又は反射光は、当該後部霧灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 十三 後部霧灯は、前方を照射しないように取り付けられていること。
 - 十四 後部霧灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられなければならない。
- 4 次に掲げる後部霧灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の指定を受けた自動車に備える後部霧灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後部霧灯又はこれに準ずる性能を有する後部霧灯